

守山市教育委員会会議録

令和8年第2回定例会
(令和8年2月19日)

守山市教育委員会

令和8年第2回守山市教育委員会（定例会）会議録

- 日 時 令和8年2月19日（木）
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後3時30分
- 場 所 守山市役所2階 防災会議室
- 出席委員等 教育長 辻 本 長 一
委員 吉 田 郁 雄 委員 高 倉 直 子
委員 岩 井 知 子
- 説 明 員
- | | | | |
|-----------|---------|-------------|---------|
| 教育部長 | 神 藤 高 敏 | 教育部理事 | 池 田 あづさ |
| 教育部次長 | 中 野 浩 | 教育部次長 | 吉 澤 有 里 |
| 教育部次長 | 大 崎 寿 | 教育部次長 | 池 田 初 美 |
| 教育総務課長 | 寺 畑 学 | 学校教育課長 | 岡 田 伊津子 |
| 保育幼稚園課長 | 井 口 暢 之 | 社会教育・文化振興課長 | 川 中 彰 彦 |
| 市民ホール整備室長 | 松 井 伸 吾 | スポーツ振興課長 | 野 洲 好 範 |
| 文化財保護課長 | 池 内 秀 明 | 図書館長 | 西 村 克 子 |
| 図書館副館長 | 佐 藤 志 歩 | 教育部専門員 | 飯 島 秀 子 |
| 学校教育課参事 | 及 川 一 記 | 人事課係長 | 大 永 浩 史 |

教育長	<p style="text-align: right;">(開会：午後1時30分)</p> <p>只今定足数に達しておりますから、これより令和8年第2回教育委員会定例会を開会します。</p> <p>なお、本日は福田委員が所用のため欠席です。</p> <p>それではこれより本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1、令和8年第1回教育委員会定例会会議録の承認について、ご意見等はありませんか。</p> <p>それでは、他に意見がございませんので、令和8年第1回教育委員会定例会の会議録は、異議がないものとして、承認いたします。</p> <p>次に、日程第2、教育長の業務報告を致します。</p> <p style="text-align: center;">【教育長 業務報告】</p>
教育長	<p>只今の業務報告につきまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>ないようでありますので、これで教育長の業務報告を終ります。</p> <p>これより、日程第3、審議事項に入ります。</p> <p>それでは、まず議第1号「守山市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の件を議題と致します。</p> <p>議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。</p>
学校教育課長	<p style="text-align: center;">【学校教育課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり採決を致します。</p> <p>お諮りします。それでは、議第1号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第2号「令和8年度守山市一般会計予算のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について」の件を議題と致します。</p> <p>総括部分を教育部長から説明した後、教育部各課長から所管する部分について提出議案の説明を求めます。</p>

教育部長 各課長	【教育部長が資料により説明】 【各課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対しましてご質問等ございませんか。
吉田委員	こちらの予算案は内定しており、今後、議会で予算案が可決されたら、成立という認識でよろしいか。議会開会日はいつですか。
教育部長	本日上程している当初予算案は市長査定後のもので、教育委員会審議を経て議会に提案されます。議会の開会日は2月20日です。
吉田委員	議案説明書12ページの10.5.2.③守山市民ホール管理運営事業に関連して質問です。指定管理料が133,000千円となっていますが、前年と同様かどうか期間等も含めて教えていただきたい。
社会教育・文化 振興課長	市民ホールの指定管理料133,000千円については、前年と同額です。期間は令和6年4月から令和11年3月までの5年間を指定しています。ただし、令和9年4月以降は大規模改修に伴い市民ホールが休館しますので、その間については今後協議の上、指定管理料の変更を行う予定です。
吉田委員	市民ホール閉館中は施設の管理運営に係る経費の減少に伴い、当然指定管理料は変更すべきと考えますが、その場合は協定解除の上、再締結となりますか。
社会教育・文化 振興課長	協定書の変更を検討しています。 指定管理業務の中には施設の管理運営の他に、文化事業の運営が含まれています。現在市民ホールを利用している団体が、閉館中市内の各公民館などで活動される場合、そちらへ出張して活動の支援をするという業務の増加が見込まれます。よって、施設管理業務は減少しますが、アウトリーチ活動を算定して指定管理料を変更する必要があると考えています。
吉田委員	閉館中、公民館等の代替施設で活動される団体の支援をどのように行っていくかは、指定管理者が市と協議の上すすめていくと考えてよろしいか。

社会教育・文化 振興課長	はい。
吉田委員	その場合、指定管理料の積算は誰がどのように行いますか。
社会教育・文化 振興課長	現在、休館中および再開館後の管理運営方針を専門家の意見を伺いながら作成中です。施設管理費用は減りますが、専門性をもった舞台技術の人材を確保しながら文化事業の継続をしなければいけませんので、人件費等は一定維持しなければいけません。指定管理料についても、管理運営方針と同様に専門家の意見を含めて算定をすすめていきたいと考えています。
吉田委員	議案説明書 16 ページの 10. 5. 6. ③図書館施設維持管理事業の外壁木質ルーバーメンテナンス塗装工事ほか設計業務は【臨】と表記されていますが、当初の設計ミス等が起因となる想定外の工事ですか。外壁に木材を使用しているため、腐食等による劣化を懸念しています。
図書館長	外に張り出している木材は定期的に塗装工事を施さなければなりませんので3年間に分けて洗浄や再塗装工事を実施予定です。
吉田委員	それは当初設計のメンテナンススケジュールに基づいた事業と考えてよろしいか。
図書館長	はい。来年度、図書館本館は竣工から9年目を迎えますが、10年目に全館メンテナンスを一度に実施すると負担が大きいため、来年度から前後3年に分けて徐々にメンテナンスを実施し負担を分散させます。
吉田委員	市役所本庁舎は耐久性のあるアルミ材に木目調の特殊な加工を施したルーバーを使用していますが、本庁舎と同じ材質を図書館に採用していれば、メンテナンスの必要はなかったのではないのでしょうか。
市民ホール整備 室長（施設整備 課長）	市役所は高層のため、木材を採用した場合メンテナンス費用が図書館に比べて高額となります。メンテナンス費用を抑えるためにアルミ材を採用していますが、その一方でアルミ材は当初の建築費が大幅に上がります。また、アルミ材であっても何十年も経過すると表面の塗装が劣化

	<p>しますので、まったくメンテナンスが不要というわけではありません。建築費とメンテナンス費用を全体的に考慮しながら材料を選んでいきます。</p>
吉田委員	<p>議案説明書15ページの10. 5. 6. ②図書館管理運営事業でデジタルサイネージ更新とありますが、具体的にはどのようなものですか。</p>
図書館長	<p>デジタルサイネージは、画像や映像をディスプレイに映し出して情報を発信するもので、図書館の駐車場側から入ってすぐカフェ側にあります。図書館が紹介したいイベント情報等を掲載しています。</p>
教育部長	<p>市役所本庁舎にも同様のものが設置されています。</p>
図書館長	<p>こちらは旧図書館の時より使用しており、2台の内1台は不具合が生じて使用しておらず、もう1台についても使用はできるものの画面に線が入ってきていますので、機器の更新が必要です。</p>
吉田委員	<p>先日、新聞で電子図書館を導入された自治体についての記事を読みました。電子図書館はインターネットを通じて電子書籍や資料を借りて読むことができるサービスで、図書館に行かなくてもパソコンやスマートフォンからいつでも利用できると掲載されていました。電子図書館について、図書館長はどのような見解をお持ちですか。</p>
図書館長	<p>北部図書館が開館して守山市全域に図書サービスの利用が拡がりましたので、現段階では紙の書籍利用を重点的に進めていきたいと考えています。印刷物の利用が困難な方に対しては、対面朗読や音声データ等を貸し出すサービスを展開しています。</p>
吉田委員	<p>守山市は面積もそう広くなくほぼ平坦ですので地形的に課題があるとは考えていません。しかしながら、身体に障害がある方や図書館に行く手段がない方など来館できない方が増えていると記事にありましたので、やはり電子図書館に関する調査研究はしていただきたいと思います。読書したいが本屋や図書館まで行けない、インターネット経由で注文したら翌日到着するが経済的に利用が難しい方にとって電子図書館は必要なサービスかもしれないため、ご検討をお願いしたいです。</p>

教育長	はい、御意見とさせていただきます。 他にございませんか。 無いようでありますので、次に、債務負担行為について、関係課長から説明を求めます。
関係課長	【関係課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対しまして、ご質問等ございませんか。 無いようでありますので、質疑を終わり採決を致します。 お諮りをいたします。それでは、議第2号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第3号「令和8年度守山市育英奨学事業特別会計予算案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、学校教育課長から提出議案の説明を求めます。
学校教育課長	【学校教育課長が資料により説明】
教育長	只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。 無いようでありますので、質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。それでは、議第3号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 次に、議第4号「令和7年度守山市一般会計補正予算（第10号）のうち教育委員会所管の予算案に関する意見について」の件を議題と致します。関係課長から順次、提出議案の説明を求めます。
関係課長	【関係課長が資料により説明】

教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、無いようでありますので、次に繰越明許費補正について、関係課長から説明を求めます。</p>
関係課長	<p>【関係課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり採決を致します。</p> <p>お諮りします。議第4号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第5号「守山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり採決を致します。</p> <p>お諮りします。議第5号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第6号「守山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>

教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p> <p>無いようでありますので、これで質疑を終わり採決を致します。</p> <p>お諮りします。議第6号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>【異議なしの声あり】</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。</p> <p>次に、議第7号「守山市職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見について」の件を議題と致します。議件について、教育総務課長から提出議案の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>【教育総務課長が資料により説明】</p>
教育長	<p>只今の説明に対し、ご質問等ございませんか。</p>
吉田委員	<p>この条例の目的を教えてください。</p>
人事課係長	<p>同規模の市町村、例えば市民1万人に対する職員数が著しく異なる場合、交付金の配分等で不均衡が生じないように地方公共団体は定数条例および定員適正化計画の策定を義務付けられています。</p>
吉田委員	<p>では定数の上限(限度)についても、国の法令で定められていますか。</p>
人事課係長	<p>定数の上限(限度)は国の法令で定められていませんが、当市と同程度の人口規模団体の1万人当たりの職員数については、国より参考値が示されています。現在、守山市は参考値と比較して低い水準となっている状況です。今回、10年間の第6次守山市職員適正化計画を策定するにあたって今後の人口推計等を参考に、実働職員数で590人まで増やすことができると算定して、当計画に合わせて定数条例を改正する運びとなりました。</p>
吉田委員	<p>職員数の上限というのは、文字通りで実際はこの職員数にはならないという理解でよろしいか。</p>

人事課係長	はい。あまり一気に増やしすぎると育成の部分等で課題が出てきますので、適正化計画に基づき 10 年かけて徐々に職員数を上限に向けて増やしていく予定です。
教育長	他にございませんか。 無いようでありますので、これで質疑を終わり採決を致します。 お諮りします。議第 7 号については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声あり】
教育長	ご異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。 これで審議事項を終わります。 次に、日程第 4、その他事項に移ります。 「寄付採納一覧について」、「教育委員会の日程等について」の説明は省略いたしますが、この件についてご質問等ございませんか。 では、事務局のほうから、その他、ありませんか。
事務局	ございません。
教育長	これで、その他事項を終わります。 これをもちまして、本日の議事日程は全て終了致しました。 次回、令和 8 年第 3 回守山市教育委員会定例会は 3 月 26 日(木) 午後 1 時 30 分から守山市役所 2 階防災会議室にて開催いたしますので、委員の皆様、よろしくお願い致します。
[閉会 午後 3 時 30 分]	